

屋外広告物ガイド

～ 景観に配慮した屋外広告とは ～



富山らしい景観づくりと屋外広告物



富山県には立山連峰に象徴される世界的にも価値ある自然景観があります。また、その恵みを受けて文化や産業が育まれ、国宝瑞龍寺や重要伝統的建造物群保存地区の山町筋、世界遺産の五箇山合掌造り集落など伝統的なまち並みも数多く残されています。これらの景観は「富山らしさ」をつくりだし、県民の心のよりどころとなるだけでなく、富山県を訪れる方々に対して魅力的な観光資源となり、富山県のイメージをつくる源となります。

こうした中、屋外広告物は、大量かつ乱雑に設置されると景観を台無しにする一方、景観と調和したものは街に賑わいを創出し、地域の活性化の役割も担っています。

そこで、富山県では、屋外広告物条例を改正し、平成22年7月から、新しい許可基準を定めました。

周辺景観に配慮した屋外広告物づくりを心がけるなど、皆様のご協力をお願いします。

景観に配慮した屋外広告物とは



屋外広告物は、企業やお店が地域の人々を対象に場所や商品、サービスなどを宣伝するなど、生活に必要な情報を提供し、街に賑わいをもたらします。

しかし、屋外広告物が無秩序、無制限にはん濫すると、街の景観を損ね、時には県民に思わぬ危害を及ぼすこともあります。

企業やお店から見ましても、自己だけが目立とうと周りの景観を無視したり、まちのイメージを壊してしまう広告は、企業やお店のイメージを悪くしてしまい、むしろ地域住民の反感を買ってしまいます。

周辺景観に配慮し、地域住民に愛される屋外広告物づくりを心がけましょう。

統一する

デザインを統一するとともに、まち並みに合わせた高さ・素材に合わせましょう。



飾る

季節に合わせて花などを飾るなど、ちょっとした演出をして興味を引きましょう。



高さなどを抑える

高さを抑え、表示する要素を減らすなど、適切な規模になるよう心がけましょう。



色彩に配慮する

田園地域や住宅地では、色彩を抑えるなど、景観に配慮しましょう。

屋外広告物には許可申請が必要です

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」であって、商業広告だけに限られません。

広告主にも義務があります

広告主は、業者に委託して設置している場合でも、適法に表示設置されるよう、必要な措置を講じる義務を負います。

また、違反広告物の撤去等の勧告に従わなかった場合、広告主や屋外広告業者の氏名等を公表する場合があります。

詳しくは県のホームページをご覧ください。

富山県 屋外広告物

検索

許可基準の概要

(1) 屋外広告物の基準

1. 屋外広告物は色彩基準に適合するよう努めるものとする。
2. 大規模な屋外広告物（景観条例届出対象規模）には色彩基準を適用する。

規制レベル

レベル 1

レベル 2

レベル 3

レベル 4

レベル 5

禁止・許可 考え方の整理

第1種禁止地域

景観の保全上
重要な地域



- 伝統的町並み景観の保全が重要な地域
 - 伝統的建造物群保存地区 **(新)**
 - 文化財保護法・条例の指定建造物周辺で指定する地域
- 自然景観等の保全が重要な地域
 - 景観地区、風致地区
 - 緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区
 - 市民農園、風致保安林、自然環境保全地域
- 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等 **(新)**

第2種禁止地域

地域の良好な
景観の保全を
優先すべき地域



- 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域
 - 第1種・第2種低層住居専用地域
- 都市公園・緑地等
- 道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域
 - 富山立山公園線（県道松倉宮地線との交差点から藤橋橋詰）とその両側100m
 - 黒部宇奈月線（黒部朝日公園線への出口から宇奈月谷橋）とその両側100m
- 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等 **(新)**

第3種禁止地域

立山連峰等の
眺望景観の保全を
優先すべき地域



- 住宅地にふさわしい良好な景観の保全が必要な地域
 - 第1種・第2種中高層住居専用地域
- 道路及び鉄道等のうち知事が指定する区間・区域
 - 高速道路及びその両側500m以内（都市計画法の用途地域を除く **(新)**）
- 港湾、駅前広場等のうち知事が指定する地域
 - 高岡駅前広場
- 良好な景観形成等のため知事が指定する地域等 **(新)**

第1種許可地域

田園景観等に
配慮すべき地域



- 他の地域に属さない地域（通常の許可地域）
- 高速道路の周辺区域のうち、禁止地域から除外された地域
 - 高速道路の両側500m以内のうち、都市計画法の用途地域（住居専用地域を除く）等

第2種許可地域

良好な景観と
経済活動の利便
との調和に
配慮すべき地域

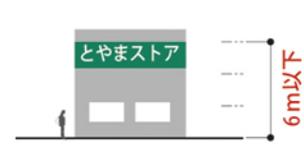
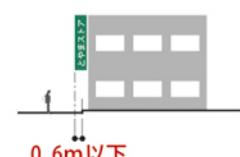
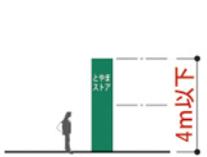
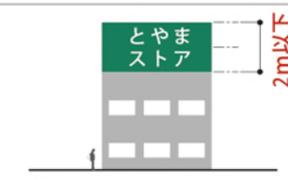
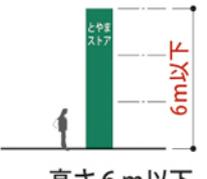
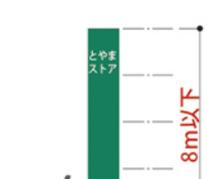
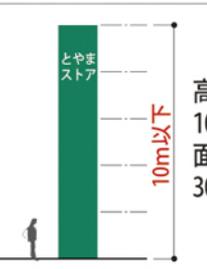
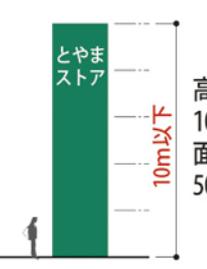


- 都市計画法の用途地域（高速道路の両側500m以内及び禁止区域を除く）
- ★規制の緩い地域…従前の基準をやや厳しくした程度

自家広告物とはー

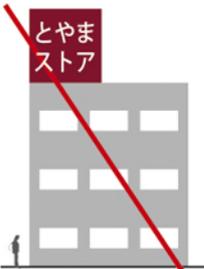
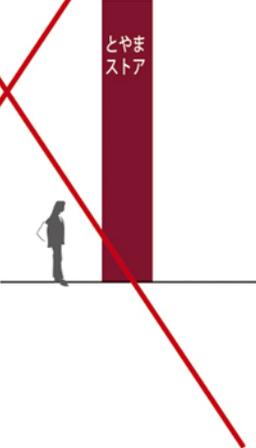
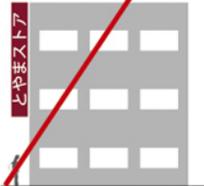
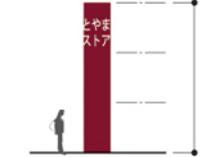
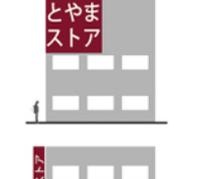
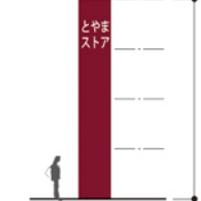
自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件

許可基準

適用除外	建物利用			野立広告 [敷地内独立広告]	敷地内 総量
	屋上広告	壁面広告	突出広告		
総量 5㎡	 <p>禁止</p>	 <p>上端6m以下(ビル名称等除く) 【色彩基準】</p>	 <p>0.6m以下 路端から突出0.6m以下 建築物高さの2/3以下 【色彩基準】</p>	 <p>高さ4m以下 【色彩基準】</p>	10㎡
総量 7㎡	 <p>高さ2m以下、かつ 建築物高さの1/2以下 【色彩基準】</p>	 <p>表示面積 1壁面の1/5以下</p>	 <p>0.6m以下 路端から突出0.6m以下 建築物高さの2/3以下</p>	 <p>高さ6m以下</p>	20㎡
	 <p>高さ4m以下、かつ 建築物の高さの1/2以下</p>			 <p>高さ8m以下</p>	30㎡
総量 10㎡	 <p>高さ4m以下、かつ 建築物の高さの1/2以下</p>	 <p>表示面積 1壁面の 1/5以下 又は 20㎡未満 かつ 1壁面の 1/2以下</p>	 <p>0.6m以下 路端から突出0.6m以下 建築物高さの2/3以下</p>	 <p>高さ 10m以下 面積 30㎡以下</p>	50㎡ ～ 300㎡
		 <p>表示面積 1壁面の 1/5以下 又は 30㎡未満 かつ 1壁面の 1/2以下</p>		 <p>高さ 10m以下 面積 50㎡以下</p>	100㎡ ～ 500㎡

一般広告物とは

自家広告物以外の広告物又はその掲出物件であって、条例第7条の規定などにより、その表示等が禁止されていないもの（管理用広告物など）に該当しない広告物をいう

許可基準					
許可基準イメージ	可変広告 (LED等)	建物利用	野立広告	総量	許可基準イメージ
		屋上・壁面・突出			
	×			—	—
				—	—
				—	—
禁 止					
	○		 高さ6m以下、面積20㎡以下 【色彩基準】 ※		
				 高さ8m以下、面積30㎡以下 【色彩基準】	
			自家広告物と同じ (総量に含む)		一敷地あたり 30㎡

※国道・主要地方道・鉄道沿いは両側100m後退して設置

(2) 屋外広告物における色彩基準の範囲

許可基準

対象物件	基調色の規制	許可基準イメージ
自家広告物 全般	赤・橙・黄は彩度8(それ以外は彩度6)を超える色を面積の1/3を超えて使用しない ※高彩度色の面積が1面につき1㎡未満まで使用可能	
自家広告物 (屋上広告)		
自家広告物 全般	(努力)	
自家広告物 全般、 一般広告物 (建物利用)	(努力)	
野立広告 (一般)	赤・橙・黄は彩度8(それ以外は彩度6)を超える色を面積の1/3を超えて使用しない	

規制レベル

レベル 1

レベル 2

レベル 3

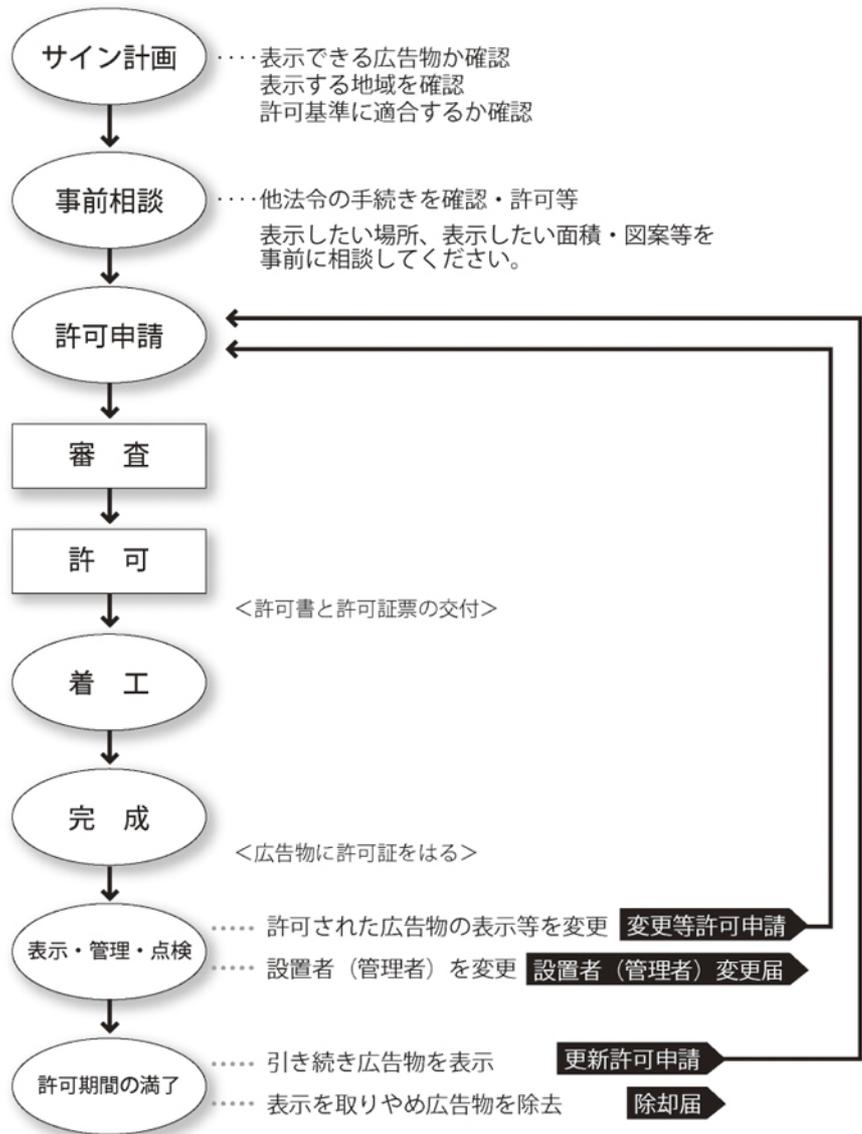
レベル 4

レベル 5

屋外広告物許可申請の流れ



富山県景観広告ガイドラインの活用を!!



※管理者を決め、屋外広告物が汚れたり、変色したりしていないか、また、倒壊や落下の危険がないか、定期的に確認してください。

屋外広告物に関する相談、申請先

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
富山市 都市政策課	076-443-2106	滑川市 まちづくり課	076-475-2111	舟橋村 生活環境課	076-464-1121
高岡市 都市計画課	0766-20-1407	黒部市 都市計画課	0765-54-2111	上市町 建設課	076-472-1111
射水市 都市計画課	0766-52-7390	砺波市 都市整備課	0763-33-1111	立山町 建設課	076-462-9975
魚津市 都市計画課	0765-23-1031	小矢部市 都市計画課	0766-67-1760	入善町 建設下水道課	0765-72-1100
氷見市 都市計画課	0766-74-8078	南砺市 都市計画課	0763-23-2022	朝日町 建設課	0765-83-1100

※富山市の区域では「富山市屋外広告物条例」が適用になります。